

昭和六十年郵政省令第二十八号

工事担任者規則

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十三条第一項、第五十四条、第五十五条第二項、第五十六条第二項、第五十八条、第六十一条第一項、第六十三条、第六十七条第三項及び附則第十四条第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、工事担任者規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第四条）
第二章 工事担任者試験（第五条—第二十三条）
第三章 工事担任者の養成課程（第二十四条—第三十四条）
第四章 工事担任者の認定（第三十五条・第三十六条）
第五章 工事担任者資格者証の交付（第三十七条—第四十一条の一）
第六章 指定試験機関（第四十二条—第五十五条）
第七章 雜則（第五十六条・第五十七条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、別に定めるものを除くほか、工事担任者に関する事項を定めることを目的とする。

（用語）

第二条 この規則において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）で使用する用語の例による。

（工事担任者を要しない工事）

第三条 法第七十一条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 専用設備（電気通信事業法施行規則（昭和六十一年郵政省令第二十五号）第二条第二項に規定する専用の役務に係る電気通信設備をいう。）に端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）を接続するとき。

二 船舶又は航空機に設置する端末設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）を接続するとき。

三 適合表示端末機器、電気通信事業法施行規則第三十二条第一項第四号に規定する端末設備、同項第五号に規定する端末機器又は同項第七号に規定する端末設備を総務大臣が別に告示する方式により接続するとき。

（資格者証の種類及び工事の範囲）

第四条 法第七十一条第一項の工事担任者資格者証（以下「資格者証」という。）の種類及び工事担任者が行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲は、次の表に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	工事の範囲
第一級アーノログ通	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで一のものに限る。）
第二級アーノログ通	アナログ伝送路設備（アナログ信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事及び総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事（端末設備に収容される電気通信回線の数が一のものに限る。）及び総合デジタル通信用設備に端末設備を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで一のものに限る。）

第一級デジタル通信  
デジタル伝送路設備（デジタル信号を入出力とする電気通信回線設備をいう。以下同じ。）に端末設備等を接続するための工事。ただし、総合デジタル通信用設備に備等を接続するための工事（総合デジタル通信回線の数が基本インターフェースで一のものに限る。）

第二級デジタル通信  
デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事（接続点におけるデジタル信号の出入力速度が毎秒一ギガビット以下であつて、主としてインターネットに接続するための回線に係るものに限る。）。ただし、総合デジタル通信用設備に端末設備等を接続するための工事を除く。

信  
総合通信  
工事担任者試験  
（試験の方法）

第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は、筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。

第六条 試験に関して不正の行為があつたときは、総務大臣又は指定試験機関は、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止し、又はその試験を無効にすることができる。

第七条 試験は、次の各号に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる試験科目について行う。

（試験科目）

第一級アナログ通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続のための技術及び理論  
（1） 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎  
（2） 端末設備の技術

第二級アナログ通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続のための技術及び理論  
（1） 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の基礎  
（2） 端末設備の技術

第三級デジタル通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続のための技術及び施工管理  
（1） 接続工事の技術及び施工管理  
（2） ローバリック理論  
（3） 情報セキュリティの技術  
（4） 統合デジタル通信の技術

（試験科目）

第一級デジタル通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続に関する法規  
（1） 法及びこれに基づく命令  
（2） 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）及びこれに基づく命令  
（3） 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）  
（4） 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）及びこれに基づく命令

（試験科目）

第一級デジタル通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続のための技術及び理論  
（1） 電気工学（電気回路、電子回路、論理回路）の初步  
（2） 電気通信の初步

（試験科目）

第一級デジタル通信  
イ 電気通信技術の基礎  
ロ 端末設備の接続のための技術及び理論  
（1） 総合デジタル通信の技術

（試験科目）





五 養成課程の一ことに、別表第八号に掲げる授業科目及び授業時間（養成課程に係る授業が次号に規定するメディアを利用して行う授業である場合は別表第八号に掲げる授業時間の二分の一の時間とし、養成を受ける者の能力にかんがみ、総務大臣が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間とする。）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要目に準拠するものであること。

六 授業は次のいずれかに該当すること。

イ 講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか若しくはこれら併用による方法により行う授業又は当該授業の内容を電気通信回線を通じて送信すること等により当該授業を行う教室等以外の場所で当該授業を同時に受けさせる方法により行う授業（以下「面接等授業」という。）

ロ 多様なメディアを高度に利用する方法その他のイに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、面接等授業に相当する教育効果を有するもの（以下「メディアを利用して行う授業」という。）

七 養成課程の一こと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（メディアを利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

八 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

九 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

十 前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第二十六条 養成課程の認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該申請書の記載事項が、当該申請者が既に認定を受けた申請書に記載したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる（第一号に掲げる事項を除く。）

一 名称及び住所

二 実施しようとする養成課程の種別

三 實施しようとする理由及び運営方針

四 管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第六号において同じ。）

五 設備の状況

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

（口 指定科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（前条第五号の実施要目に係るものに限る。）

ハ 講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（メディアを利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）

ニ 養成を受ける者の資格条件及び養成人員

ホ 修了試験の作成方針及び管理方法

ト 修了試験の受験要件（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合に限る。）

チ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

七 施設費及び運営費並びにその支弁方法

八 受講料の額

九 実施する者が行う業務

十 実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく处分に違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）

十一 参考事項

（申請の手続の簡略）

第二十六条の二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。

2 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書を提出することにより行うことができる。（認定）

第二十七条 総務大臣は、第二十六条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十五条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2 総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。

一 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者

三 第三十二条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

四 前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者

3 総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 前項の認定書には、その認定が第二十五条第五号に規定する他の授業時間の基準によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。（基準の維持）

第二十八条 養成課程の認定を受けている者（以下「認定施設者」という。）は、その認定に係る養成課程を第二十五条に掲げる基準に適合するように維持しなければならない。（養成課程に係る事項の変更）

第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

二 実施の期間

一 管理者

三 講師（その担当別を含む。）

四 養成人員（メディアを利用して行う授業による養成課程の場合を除く。）

五 試験問題の作成方針及び管理方法

六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲

2 認定施設者は、第二十六条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないもの及びメディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては養成人員を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

（報告）

第三十条 認定施設者は、その養成課程の終了の都度、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。

一 養成課程の種別

二 実施の期間及び場所

三 授業科目別授業時間

四 講師の氏名及び担当科目別授業時間

五 修了試験の問題及び正答（第十八条第二項の学校、同条第三項の専修学校及び同条第四項の学校等である場合は除く。）

六 履修者数

七 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者の修了試験の成績

八 参考事項

三 認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 養成課程の種別

二 授業科目別授業時間

三 修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績

4 メディアを利用して行う授業による養成課程の場合にあつては、前項の報告のほかに、認定施設者は、養成課程の期間が終了した日の属する年度の終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項が共通の養成課程については、当該事項が共通の養成課程ごとに当該事項を報告することができる。

一 養成課程の種別

二 授業科目別授業時間

三 講師の氏名及び担当授業科目

四 修了試験の問題及び正答（出題しなかつたものを含む。）

五 修了者数

六 当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかつた者の人数

七 参考事項  
（書類の保存）

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項の問題及び答案は、電磁的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。による記録に係る記録媒体により保存することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（認定の取消し）

第三十二条 総務大臣は、認定をした養成課程が第二十五条に掲げる基準に適合しないものとなつたときは、その認定を取り消す。

2 総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは又は第二十九条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

3 総務大臣は、前二項の規定により認定の取消しを行つたときは、認定施設者があつた者にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。

4 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

（廃止）

第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

3 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の日に、その効力を失う。

4 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

第三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に關し必要があると認めるときは、第二十六条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

2 前項の場合において、総務大臣は第二十五条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、実地に調査することができる。

#### 第四章 工事担任者の認定

（認定の申請）

第三十五条 法第七十二条第二項において準用する法第四十六条第三項第三号の規定による認定を受けようとする者は、申請書に端末設備等の接続に關し、工事担任者として必要な知識及び技能を有することを証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

（結果の通知）

第三十六条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、その結果を通知する。

#### 第五章 工事担任者資格者証の交付

（資格者証の交付の申請）

第三十七条 資格者証の交付を受けようとする者は、別表第十号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名及び生年月日を証明する書類

二 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三〇ミリメートル、横二四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。）一枚

三 養成課程（交付を受けようとする資格者証のものに限る。）の修了証明書（養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。）

二 四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。）一枚

三 養成課程（交付を受けようとする資格者証のものに限る。）の修了証明書（養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。）

二 四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。）一枚

三 養成課程（交付を受けようとする資格者証のものに限る。）の修了証明書（養成課程の修了に伴い資格者証の交付を受けようとする者の場合に限る。）

二 四ミリメートルのもので、裏面に申請に係る資格及び氏名を記載したものとする。第四十条において同じ。）一枚

三 第一級アナログ通信の資格者証に關し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証に關し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付を申請することができる。

## (資格者証の交付)

**第三十八条** 総務大臣は、前条の申請があつたときは、別表第十一号に定める様式の資格者証を交付する。

2 前項の規定により資格者証の交付を受けた者は、端末設備等の接続に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない。

**第三十九条** 削除

(資格者証の再交付)

**第四十条** 工事担任者は、氏名に変更を生じたとき又は資格者証を汚し、破り若しくは失つたために資格者証の再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 資格者証（資格者証を失つた場合を除く。）

二 写真一枚

三 氏名の変更の事実を証する書類（氏名に変更を生じたときに限る。）

2 総務大臣は、前項の申請があつたときは、資格者証を再交付する。

(資格者証の返納)

**第四十一条** 法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定により資格者証の返納を命ぜられた者は、その処分を受けた日から十日以内にその資格者証を総務大臣に返納しなければならない。

(添付書類の省略)

**第四十二条** 第三十七条第一項の規定にかかるわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、次のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項第一号の書類の添付を要しない。

一 総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から資格者証の交付を受けようとする者に係る同法第三十条の七

第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。

二 資格者証の交付を受けようとする者が他の工事担任者資格者証の交付を受けており、当該工事担任者資格者証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

三 資格者証の交付を受けようとする者が法第四十六条第三項の規定により、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の申請書に記載するとき。

四 資格者証の交付を受けようとする者が電波法第四十条第一項の規定に係る無線従事者免許証の交付を受けており、当該無線従事者免許証の番号を第三十七条第一項の申請書に記載するとき。

**第六章 指定試験機関**

## (指定の区分)

**第四十二条** 法第七十四条第二項の総務省令で定める区分（以下「試験事務の区分」という。）は、資格者証の種類の別とする。

(指定の申請)

**第四十三条** 法第七十四条第二項の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 行おうとする試験事務の区分

二 名称及び住所

三 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

四 試験事務を開始しようとする日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 定款の謄本及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

## 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 対応する業務の概要を記載した書類

八 現に行っている業務の概要を記載した書類

九 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類

十 法第七十六条に規定する試験員（以下「試験員」という。）の選任に関する事項を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

(指定試験機関の名称等の変更等の届出)

**第四十四条** 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。

**第四十五条** 法第七十六条の総務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることをとする。

一 第一級アナログ通信、第一級デジタル通信又は総合通信の資格者証の交付を受けた者であつて、試験事務又は端末設備等の接続に係る工事に三年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において電気通信工学に関する学科を修めて卒業した者であつて、電気通信技術に関する業務に十年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気通信工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

四 総務大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認める者

(役員の選任及び解任の認可の申請)

**第四十六条** 指定試験機関は、法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の経歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。

(試験員の選任及び解任の届出)

**第四十七条** 指定試験機関は、法第七十七条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 試験員の氏名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の経歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地

2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が、第四十五条に規定する試験員の要件を備えることを証明する書類の写しを添えなければならない。

(試験事務規程の記載事項)

**第四十八条** 法第七十九条第一項の総務省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおり

- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 試験事務を行う事務所及び試験地に関する事項
- 三 試験事務の実施の方法に関する事項
- 四 手数料の収納の方法に関する事項
- 五 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 六 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 七 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 八 その他試験事務の実施に関する必要な事項
- (試験事務規程の認可の申請)
- 第四十九条** 指定試験機関は、法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る試験事務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 第二款** 指定試験機関は、法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由
- (事業計画等の認可の申請)
- 第五十条** 指定試験機関は、法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び收支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 第二款** 指定試験機関は、法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- 第五十一条** 法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- |                   |         |       |                     |        |         |  |
|-------------------|---------|-------|---------------------|--------|---------|--|
| 一 試験事務の区分<br>(帳簿) | 二 試験年月日 | 三 試験地 | 四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日 | 五 合否の別 | 六 合格年月日 | 七 法第八十一条の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載又は記録の日から三年間保存しなければならない。<br>(試験事務の実施結果の報告) |
|-------------------|---------|-------|---------------------|--------|---------|--|
- 第五十二条** 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、当該試験事務の区分ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 試験申請者数
- 四 受験者数
- 五 合格者数
- 六 合格年月日
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表
- 二 合格者の写真
- (試験事務の休廃止の許可の申請)
- 第五十三条** 指定試験機関は、法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(電磁的方法による提出)		第五十七条 この規則の規定による書類の提出については、当該書類が電磁的記録で作成される場合には、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。)をもつて行うことができる。		2 前項の規定により書類の提出が電磁的方法によつて行われたときは、当該書類の提出を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出を受けるべき者に到達したものとみなす。		
1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。	2 法施行の際現に旧公衆法第五十五条の十七若しくは第百五条第七項の規定又は第百八条の二に規定する契約約款の条項に基づく工事担任者の資格(以下「旧資格」という。)を有する者(以下「旧資格者」という。)は、法附則第十四条第二項の届出をしようとするときは、附則別表第一号に定める様式の届出書を所轄地方電気通信監理局長を経由して郵政大臣に提出しなければならない。この場合において、同項の規定による届出は、第三十七条に規定する資格者証の交付の申請とみなす。	3 旧資格者は、前項の規定による届出をした場合において、それぞれ次の表の上欄に掲げる旧資格の区分に従つて、下欄に定める種類の資格者証の交付を受ける者とする。		二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間		
附 则	二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間		三 休止又は廃止の理由		(試験事務の引継ぎ)	
申 請	一 試験事務を総務大臣に引き継ぐこと。		二 試験事務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。		三 その他総務大臣が必要と認める事項	
申 請	一 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間		二 休止又は廃止の理由		三 休止又は廃止の理由	
申 請	二 関する事項		二 関する事項		二 関する事項	
申 請	二 第二章の学校等の認定に関する事項		二 第二章の学校等の認定に関する事項		二 第二章の学校等の認定に関する事項	
申 請	二 第三章の養成課程に関する事項		二 第三章の養成課程に関する事項		二 第三章の養成課程に関する事項	
申 請	二 第五章に規定する事項		二 第五章に規定する事項		二 第五章に規定する事項	
申 請	二 養成課程の主たる実施の場所(メディアを利用して行う授業による養成課程)にあつては、申請者及び認定施設者の住所		二 養成課程の主たる実施の場所(メディアを利用して行う授業による養成課程)にあつては、申請者及び認定施設者の住所		二 養成課程の主たる実施の場所(メディアを利用して行う授業による養成課程)にあつては、申請者及び認定施設者の住所	
申 請	二 試験の施行地		二 試験の施行地		二 試験の施行地	

旧資格	新資格
第一種	アナログ 第二種
第二種	デジタル 第二種
第三種	デジタル 第一種
第四種	デジタル 第二種
回線交換種	アナログ 第二種
パケツト交換種	デジタル 第二種
国際電信種	デジタル 第一種
国際公衆データ伝送種	デジタル 第一種
4 法施行前に行われた旧資格に係る試験において合格点を得た試験科目のある者が、当該試験の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場合は、附則別表第一号の区別に従つて、申請により、試験科目の試験を免除する。	4 法施行前に行われた旧資格に係る試験において合格点を得た試験科目のある者が、当該試験の科目合格通知の有効期間内に試験を受ける場合は、附則別表第一号の区別に従つて、申請により、試験科目の試験を免除する。
附 則 (昭和六一年一〇月四日郵政省令第五八号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和六三年一一月一四日郵政省令第七三号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成六年三月一日郵政省令第一五号)	附 則 (平成二年一月三〇日郵政省令第六四号)
この省令は、平成三年七月一日から施行する。	この省令は、平成二年十一月一日から施行する。
附 則 (平成七年二月一八日郵政省令第一一号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成七年三月一五日郵政省令第一五号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成八年三月一二日郵政省令第二七号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成八年七月一二日郵政省令第五七号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年五月一一日郵政省令第四五号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
抄	抄
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一一一年一月一一日郵政省令第三号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一二年九月二七日郵政省令第六〇号)	附 則 (平成二年四月二五日郵政省令第六四号)
抄	抄
(施行期日)	(施行期日)
第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。	第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することがある。

附 則 (平成一三年一〇月二十五日総務省令第一三九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二六日総務省令第一二一号)

この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第二百二十五号)の施行の日(平成十六年一月二十六日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月一〇日総務省令第三七号)

この省令は、電気通信事業法施行令の一部を改正する政令(平成十六年政令第十号)の施行の日(平成十六年三月二十九日)から施行する。

附 則 (平成一六年三月二二日総務省令第四四号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月二二日総務省令第七八号)抄

(施行期日)

**第一条** この省令は、平成十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

**第二条** この省令の施行の際現にこの省令による改正前の工事担任者規則(以下「旧規則」という。)第三十八条の規定により交付を受けている工事担任者資格者証については、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。この場合において、当該工事担任者資格者証の交付を受けている者(以下「旧資格者」という。)がを行い、又は監督することができる端末設備等の接続に係る工事の範囲については、なお従前の例による。

2 旧規則第五条に規定する試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年以内(総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかつたことその他特別の事情を考慮して別に告示する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して二年を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで)にこの省令の施行による改正後の工事担任者規則(以下「新規則」という。)第五条に規定する試験を受ける場合は、申請により、次の表の区分に従つて、試験科目の免除を受けることができ







免除する試験科目は、○印を付したものとする。

6

業者自第百二十二条第一項第一号の規定を除く。してこの旨の付記の日甫に依る  
て、その申請を行なうことができる。新規則第四十六条第一項及び新規則第四十九条第一項の  
規定による認可の申請についても、同様とする。

6 この省令の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間は、第四十五条第一号中「A I 第一種工事担任者、D D 第一種工事担任者又は A I ・ D D 総合種工事担任者」とあるのは、「アナロ

第一種工事担任者、デジタル第一種工事担任者、アナログ・デジタル総合種工事担任者、A I D第一種工事担任者又はA I - D D総合種工事担任者」とし、別表第九号

7 ログ・デジタル総合種又はA.I.・DD総合種」とする。

めている者は、その者が従事するものとして現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができる。

8  
この省令の施行の際現に旧規則第二百七十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程について、当該養成課程が認定を受けたするまでの間に限り、当該認定の効力を見有する。この場合において、当該養成課程が認定を受けたするまでの間に限り、当該認定の効力を有する。

する。三月を過ぎた後は、前項の養成課程を修了した者は、修了した日から三月以内に限り、新規則第三十七条第一項に

基づく申請により、当該養成課程が旧規則に基づいて認定を受けている資格者証の種類に係る資格者証の交付を受けることができる。

第三項及び前項の規定によりアログ第一種又はデジタル第一種の資格者証の交付を受けることができる者については、同規則第三十七条第三項の規定によるものとする。

1 この省令の施行に際しては、前項第三十七条各項に規定する認定を受けた者は、試験に合格した日に又は資格者証の交付の申請を行ふこととて、新規則第三十七条第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うことがで  
きる者は、試験に合格した日又は資格者証の交付の申請を行ふこととて、新規則第四章に規定する認定を受けた  
日から三月以内に限り、新規則第三十七条第一項に基づき資格者証の交付の申請を行うことがで  
きる者は、試験に合格した日又は資格者証の交付の申請を行ふこととて、新規則第四章に規定する認定を受けた

きるものとする。ただし、アナログ第一種及びデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者がアナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受けようとする場合は、平成十九年十月一日ま

12 での間に限り、当該資格者証の交付の申請を行うことができるものとする。  
総務大臣は、前項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の資格者証を交付するものとす

る。アナルグ・デジタル総合種の資格者証に關し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課呈とナシテ、又は日見川第四回にて見付する忍毛と云々、ハラフ、フリ第一重づ名各正二周、ノ、資





規  
関する法

注

- 免除する試験科目は、○印を付したものとする。
- A I第一種及びDD第一種、A I第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びDD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、A I第一種及びDD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- A I第一種及び第一級デジタル通信又は第一級アナログ通信及びDD第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- アナログ第一種若しくは第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、DD第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合又はデジタル第一種若しくは第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、A I第一種の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合は、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。
- 第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、DD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、A I第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合は、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 第一級アナログ通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、DD第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合又は第一級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けている者が、A I第一種の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合は、新工担規則別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。
- 総務大臣は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目的試験を行うことができるものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第八条の規定により旧工担規則第七条第二号又は第五号に掲げる試験科目的試験を免除される者は、当該試験科目的試験を行なうことができるものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第九条から第十一条までの規定により旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目的試験の免除を受けることのできる者は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、申請により、当該試験科目的試験が免除されるものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第九条から第十一条までの規定及び工事担任者規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第七十八号)附則第二条第四項の規定により旧工担規則第七条第二号及び第五号に掲げる試験科目的試験の免除を受けることのできる者は、この省令の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、申請により、当該試験科目的試験が免除されたA I第二种又はDD第二種の試験を受けたものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第十七条に基づく認定を受けたものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第十七条に基づく認定を受けている学校等は、新工担規則第一項の規定により認定を受けている者は、その者が従事するものとして現に認定を受けている養成課程が終了するまでの間に限り、当該養成課程の授業に従事することができるものとする。
- この省令の施行の際現に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程であつて、その種別がA I第二种及びDD第二種以外のものについては、新工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けたものとみなし、当該養成課程が終了するまでの間に限り、当該認定の効力を有するものとする。
- 前項の場合において、旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程種別がA I第一種のものは第一級アナログ通信と、A I第三種のものは第二級アナログ通信と、

DD第一種のものは第一級デジタル通信と、DD第三種のものは第二級デジタル通信と、A I・DD総合種のものは総合通信とする。

この省令の施行の前に旧工担規則第二十七条第一項の規定により認定を受けている養成課程(A I第二種及びDD第二種の養成課程に限る)を修了した者は、その養成課程を修了した日から三月以内に限り、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付申請をすることができるものとする。なお、当該申請に際しては、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

総務大臣は、第一項の規定により試験科目の試験の免除を受け試験に合格した者から新工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付があったときは、合格した試験の種類に応じた種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

第三項及び第四項の規定による試験に合格した者は、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請をすることができるものとする。なお、当該申請は、新工担規則別表第十号の様式にかかわらず、なお従前の様式によることができるものとする。

総務大臣は、第三項及び第四項の規定による試験に合格した者並びに第九項の規定による養成課程を修了した者から、旧工担規則第三十七条第一項の規定に基づき工事担任者資格者証の交付の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

この省令の施行の際現に旧工担規則第三十七条各項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請(A I第二種及びDD第二種の工事担任者資格者証の交付の申請を除く)を行うことができる者は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は旧工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に限り、新工担規則第三十七条第一項に基づき工事担任者資格者証の交付の申請を行なうことができるものとする。

アナログ・デジタル総合種の資格者証の交付を受け、かつ、第一級デジタル通信の資格者証を関し、資格者証の交付を受け、試験に合格し、養成課程を修了し、又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた者は、総合通信の資格者証の交付の申請を行なうことができるものとする。ただし、当該申請は、試験に合格した日、養成課程を修了した日又は新工担規則第四章に規定する認定を受けた日から三月以内に行なわなければならないものとする。

総務大臣は、前二項の申請があつたときは、当該申請に係る種類の工事担任者資格者証を交付するものとする。

この省令の施行の際現に旧工担規則第三十八条の規定により工事担任者資格者証の交付を受けている者が新工担規則第五条に規定する試験を受けようとするときは、申請により、次の方の区別に従つて、試験科目の試験の免除を受けることができるものとする。

交付の種類	受験する種類	免 除する試験科目	基礎	
			電気通信技術の 基 礎	端末設備の接 続 に 關 する法規
A I 第二種	第一級アナログ通信	第一級アナログ通信	○	○
D D 第二種	第二級デジタル通信	第二級デジタル通信	○	○
総合通信	第一級アナログ通信	第一級アナログ通信	○	○
第一級アナログ通信	第二級デジタル通信	第二級デジタル通信	○	○
第二級アナログ通信	第三級デジタル通信	第三級デジタル通信	○	○

により総務大臣が同条第一号から第三号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するもの

と詰めている者とみなす。この省令の施行の際に電気通信事業法第七十四条第二項の規定による指定を受けている者が行う試験事務の区分が A I 第一種のものは第一級アナログ通信と、A II 第三種のものは第二級アナログ通信と、D D 第一種のものは第一級デジタル通信と、D D 第三種のものは第二級デジタル通信と、A I ・ D D 総合種のものは総合通信とみなす。

附 則（令和二年一月十九日総務省令第一〇三号）  
この省令は、令和二年十二月一日から施行する。  
附 則（令和三年三月一九日総務省令第二三三号）  
抄

**第一条** この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**  
**(令和六年五月一四日総務省令第五一号)**

常の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一号 免除する試験科目（第8条関係）	
免除する	第一級アナロ
式会計	第二級アナロ
（直譯）	（直譯）
	第一級デジタ
	（直譯）
	第二級デジタ
	（直譯）
	総合通信

る試験科目	合格してい
科 目	合 格 し て い
電 気	電 气
未 端	未 端
電 气	電 气
未 端	未 端
電 气	電 气
未 端	未 端
電 气	電 气
未 端	未 端
電 气	電 气
未 端	未 端

支信通の備設

基礎  
始めたの  
す間に  
基礎  
始めたの  
す間に  
基礎  
始めたの  
す間に  
基礎  
始めたの  
す間に  
基礎  
始めたの  
す間に

行技の  
見法る

び及術  
夫

び及術  
夫

び及術  
夫

び及術  
夫

一	論理
二	論理
三	論理
四	論理
五	論理
六	論理
七	論理
八	論理
九	論理
十	論理

免除する試験科目は、○印を付したものとする。  
第一級アナログ通言及び第一級デジタル通言の

2 1  
免除する試験科目は  
第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとし、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している者については、総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。  
3 第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している者が別表第四号の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免余さる場合の規定により第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免余さる場合は、第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。

第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除されない場合は、第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合及び第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合規している者が別表第四号の規定により第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除される場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとす

4 第一級アナログ通信の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合及び第一級デジタル通信の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」を免除することとする。  
5 第一級アナログ通信又は工事担任者規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第78号）

号) 附則第2条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされるアナログ第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級デジタル通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格してい場合及び第一級デジタル通信又は同項の規定により、なおその効力を有するものとされるデジタル第一種の資格者証の交付を受けている者が第一級アナログ通信の「端末設備の接続に関する法規」に合格している場合には、それぞれ総合通信の「端末設備の接続に関する法規」を免除することとする。

**別表第二号 免除する試験科目（第9条関係）**

交付を受けている資格者証の種類	受験する種別	免除する試験科目
第一級アナログ通信 第二級アナログ通信 第一級デジタル通信	第一級デジタル通信 第二級デジタル通信 総合通信	電気通信技術の基礎
第二級デジタル通信 第一級アナログ通信 第二級アナログ通信	第一級デジタル通信 第二級デジタル通信 ○	端末設備の接続に関する法規
○ ○ ○	○ ○ ○	



するものを除く。) の実務経験の期間の2分の1に相当する期間は、総合通信の「電気通信技術の基礎」及び「末端設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経歴の期間に通算することができる。

別表第五号 申請書の様式（第14条関係）

6  
電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者については、「端末設備の接続のための技術及び理論」の試験科目が免除されるに要する実務経験の期間は、それぞれの2分の1の期間とする。

別表第五号 中諸島の様式（第14条、関係）（平6年令15、平10年令45、平11年令3、平12年令60、平22年令12、令2、令85、一部改IE）

(裏面)	
郵便番号 切手 住所	郵便番号 切手 住所
職業 職方 般	郵便番号 切手 住所
職業 職方 般	郵便番号 切手 住所

注1 某印の欄は、記入しないこと。 2 受験・免除の別欄は、試験科目ごとに、受験しようとするものについては「受験」の文字を、免除を希望するものについては「免除」の文字をそれぞれ印すること。 3 免除を希望する試験に属する事項の欄は、受験・免除・別の欄で「免除」の文字を○で印んだ試験科目について、次の表の1の欄の区別に従い、同表の3の欄に属する事項又は同表の2の欄若しくは4の欄の(1) 内の文字を記入すること。		
1 区 別 2 株式会社の欄の記入事項 工事担任者印第8条又は は附則第4条規定による場合 (各自の印字によるもの) 【科目合格】	3 謄行年月の欄及び 合格点を記した試験科目 の試験番号の記入年月及び 受験番号	4 その他欄の記入事項 董行年月の欄及び 合格点を記した試験科目 の試験番号の記入年月及び 受験番号
工事担任者印第9条の 規定により免金を受けよう とする者に対する賃料等 を有する者に対する免金等 【資格】	【下記現有資格】 種別現有資格全般 [備考欄]のうち、該欄 に該資格の記載の際には、 当該資格と子爵の間に 合格した者(ただし、次 に必要な試験に合格し た者を除く)の記載を 「 」記述する。 [備考欄]の記載を除く 各該資格の記載を 「 」記述する。	【下記現有資格】 種別現有資格全般 [備考欄]のうち、該欄 に該資格の記載の際には、 当該資格と子爵の間に 合格した者(ただし、次 に必要な試験に合格し た者を除く)の記載を 「 」記述する。 [備考欄]の記載を除く 各該資格の記載を 「 」記述する。
工事担任者印第10条の 規定により免金を受けよう とする者に対する免金等 を有する者に対する免金等 【実務経歴】	【下記経験型用職】 各該用職に該する者 に対する免金等の記載を する。下記現有資格等、	【下記経験型用職】 各該用職に該する者 に対する免金等の記載を する。下記現有資格等、

別表第六号

## 経歴証明書の様式（第14条関係）

別表第六号 経歴証明書の様式（第14条関係）（平7郵令15・平10郵令45・平11郵令3・令元總省令19・令2總省令85（令2總省令103）・令2總省令103・一部改正）

経歴証明書			
従事期間		従事した接続の工事の内容	
年 月 日	から	年 月 日	間
年 月 日	まで		
合	計		
上記のとおり相違ありません。			
年　月　日			
氏　名			
上記のとおり相違ないことを証明します。			
年　月　日			
会社名			
所在地			
代表者役職名			
代表者氏名			

短辺 (日本産業規格 A4 番)

2 従事した接続の工事の内容は、別表第四号の実務経験が容易に判別できる

るものであること。

3 従事期間は、次により計算した期間を記入すること。  
 (1) 従事した日から起算し、末日は終了しないときでも1日として算入す

（1）（2）（3）（4）（5）（6）（7）（8）（9）（10）（11）（12）

(2) 月又は年で定める従事期間は、暦に従つて計算し、月又は年の始めから終りまでをもととする。

ら起算しないときは、その期間は最後の月又は年における起算日に応当

する日の前日をもつて満了する。ただし、最後の月又は年に応当日がないときは、その月の末日をもつて満了するものとする。

(3) 従事期間を計算するには、1月に満たない従事日数は、合算して30日になるときは1月とし、1年に満たない従事月数は、合算して12月になるときは1年とする。

4 従事した勤務先が異なるときは、それぞれの勤務先ごとに経歴証明書を作成すること。

**別表第六号の二 修了証明書の様式（第14条関係）**

修了証明書	
氏名 ( 年度入学 )	
工事担任者規則第11条に規定する総務大臣の認定を受けた教育施設において認定に係る教育課程を修了したことを証明します。	
長	( 認定年月日 )
役	( 認定年月日 )
年 月 日	
学校長	
短　　辺　　(日本産業規格A4判)	

学校等認定申請書	
総務大臣 殿	
郵便番号	
住所 (注1)	
氏名 (注2)	
電話番号	
<p>次のとおり認定を受けたので、工事担当者規則第18条の規定により、 別紙書類を添えて申請します。</p>	
学校等の名称	
部科名	
免険を受けよう とする試験科目	<p>1 電気通信技術の基礎 (第二級アナログ通信及び第二級デジタル通信に限る。)</p> <p>2 電気通信技術の基礎</p>

短辺 (日本産業規格 A4 番)  
注1 法人の場合は、主たる事務所の所在地を記入すること。  
2 法人の場合は、名称及び代表者名を記入すること。  
3 免除を受けようとする試験科目の欄は、該当するものを○で囲むこと。

2 1 注 |

授業科目を担当できる講師は、○印を付した資格を有する者とする。  
総合通信の「端末設備の接続のための技術及び理論」及び「端末設備の接続に関する法規」の授業科目については、第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の資格を有する者も担当できることとする。

規 端末設備の接続に関する法
○
○

別表第十号

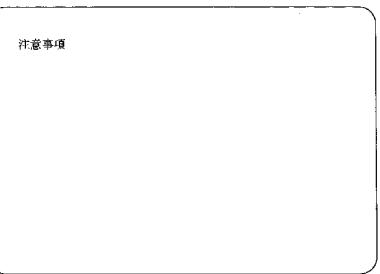
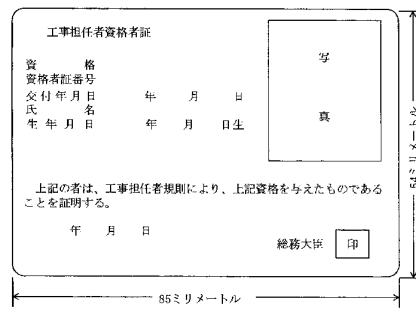
## 申請書の様式（第37条関係）

- 注1 生年月日は、次により記載すること。  
 (1) 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。  
 (2) 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

(記載例)

昭和30年1月7日の場合	生年月日	S	3	0	0	1	0	7
--------------	------	---	---	---	---	---	---	---

- 2 申請資格の欄は、交付を受けようとする資格者証の種類を○で囲み、必要事項を記入すること。  
 3 申請区分の欄は、該当する区分の記号1つを○で囲み、必要事項を記入すること。  
 4 既取得資格の欄は、申請資格が総合通信である場合に限り、既に取得している資格者証の番号を記入すること。  
 5 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

別表第十一号 資格者証の様式（第388条関係）（平12勅令60・平22總令12・一部改正）  
(表面)

注 用紙の表面及び裏面に無色透明の薄板を接着させる。

別表第十二号 申請書の様式（第四〇条関係）（平14政省令57・企改、平21政省令75・平22政省令12・令元認令19・令2認省令103・令2認省令85（令2認省令103）・一部改正）

<p>申請大臣 請 りんしょくだいじん せう</p> <p>（お名前と勤務機関の名称を記入して下さい） （この欄に勤務機関の名称を記入する場合は、右側の「勤務機関内訳」欄も併せて記入して下さい。）</p> <p>（お名前と勤務機関の名称を記入する場合は、右側の「勤務機関内訳」欄も併せて記入して下さい。）</p>	<p>年月日 （西暦表示用） （西暦表示用）</p> <p>（お名前） （姓） （名）</p> <p>（お名前） （姓） （名）</p>													
<p>（お）電話（日中の通話先）</p> <p>（お） （姓） （名）</p> <p>（お） （姓） （名）</p>														
<p>資格者証の再交付を受けたいので、二孝担任者用箇欄の欄の規定により、別添書類を添えて申請します。</p> <p>（数字の単位は、ミリメートル）</p> <p>注1 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。      2 中附に係る資格者証の内容の欄は、次により記載すること。      (1) 亡失等の理由により資格者証番号が不明な場合は、その記載を省略することができる。</p>														
<p>（数字の単位は、ミリメートル）</p> <p>（日本郵便規範印紙用）</p> <p>（記載例）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="padding: 2px;">鈴木</td> <td style="padding: 2px;">大郎</td> <td style="padding: 2px;">（姓）</td> <td style="padding: 2px;">（名）</td> </tr> </table> <p>(2) 生年月日は、次により記載すること。      イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。      ロ 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。      (記載例)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">昭和30年1月7日の場合</td> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="padding: 2px;">S</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">0</td> <td style="padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">0</td> <td style="padding: 2px;">7</td> </tr> </table> <p>3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注2の(2)に従つて記載すること。      4 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。</p>		氏名	鈴木	大郎	（姓）	（名）	昭和30年1月7日の場合	生年月日	S	3	0	1	0	7
氏名	鈴木	大郎	（姓）	（名）										
昭和30年1月7日の場合	生年月日	S	3	0	1	0	7							

(2) 氏名の欄は、枠内左詰めとし、姓と名との間に空欄を1枠設けること。

(記載例)

氏名	鈴木	大郎	（姓）	（名）
----	----	----	-----	-----

(3) 生年月日は、次により記載すること。

イ 年号は、明治はM、大正はT、昭和はS、平成はH、令和はRと記入すること。

ロ 年月日のいずれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。

(記載例)

昭和30年1月7日の場合	生年月日	S	3	0	1	0	7
--------------	------	---	---	---	---	---	---

3 変更後の氏名の欄は、氏名の変更の場合に限り、注2の(2)に従つて記載すること。

4 添付書類の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

## 附圖表第1中 団王書の様式（附圖第2填閑係）

総務大臣殿 届出書		年月日	写真欄	
郵便番号 住所		(万) 電話(連絡先)		
收入用紙		フリガナ 氏名	ススキ 大郎	
現有認定証の記載内容		生年月日 年月日	112	
認定区分	種	P アーロング第一種 Q アーロング第二種 S デジタル第一種 T デジタル第二種	交付を受けた者 氏名	
資格審査の交付を受けたもので、工事担任者規則別則第2項の規定により届出します。				
交付を受けようとする資格 認定証番号				
認定年月日 S				
認定年月日 T				
注3 生年月日は次により記載すること。 (1) 年号は、明治M、大正S、昭和Hと記入すること。 (2) 年月日のいづれかの数字が1桁の場合は、当該1桁の数字の前に0を付して2桁にして記入すること。 (記載例) 昭和30年1月7日の場合				
4 認定証番号の欄は、神内に左詰めとし、数字はアラビック数字を用いること。 (記載例)				
認定証番号		2 8 2 0 0 0 6	認定証番号	2 6 0 8 4 7 9
認定証番号		右 い 3 5 2	認定証番号	右 6 0 8 4 7 9
5 認定年月日の欄の記入については、注3に準ずること。 6 交付を受けようとする資格の欄は、該当する資格印を一つを○で囲むこと。 (数字の単位は、ミリメートル)				

附則別表第一号 届出書の様式(附則第2項関係)(平成24年6月令第49号・令第23号)

注1 写真是、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景(縦約3ミリメートル、横2ミリメートルのもので、裏面に申請者係の資格及び氏名を記載したのを、写真欄に2枚(同一のものとする)提出すること。

2 氏名の欄は、神内左詰めとし、姓と名の間に空欄を1格設けること。

(記載例)

フリガナ	ススキ	タロウ
氏名	鈴木 大郎	

フリガナ	ススキ	タロウ
氏名	鈴木 大郎	

生年月日	S	3	0	0	1	0	7
------	---	---	---	---	---	---	---

認定証番号	2	8	2	0	0	0	6
認定証番号	2	6	0	8	4	7	9

認定証番号	右	い	3	5	2		
認定証番号	右	6	0	8	4	7	9

種四第		種三第		種二第び及種一第										科目合格している 試験科目	免除する試験科目	種				
技術の回線の接続	電子計算機の接タ機	基礎知識に関する法規	電気通信に関する法規	する法規に關する技	地域団体に關する法規	入地団体に關する法規	組合線路に關する法規	備合線路に關する法規	組合交換設に關する法規	論工學概に關する法規	電話工學概に關する法規	構内交換機等に關する法規	構内交換機等に關する法規	概要設備及付属電	交換局設備	び技術の設備及	構内交換電	理論トライツク	論工學概	
	○			○											○	基礎の術技信通気電				アナログ第一種
																術技のめたの統接の備設末端				
																規法るす関に統接の備設末端				アナログ第一種
	○			○											○	基礎の術技信通気電				アナログ第二種
○				○												術技のめたの統接の備設末端				アナログ第二種
		○														規法るす関に統接の備設末端				アナログ第二種
	○			○											○	基礎の術技信通気電				アナログ第三種
○				○												術技のめたの統接の備設末端				アナログ第三種
		○														規法るす関に統接の備設末端				アナログ第三種
	○			○											○	基礎の術技信通気電				デジタル第一種
																術技のめたの統接の備設末端				デジタル第一種
																規法るす関に統接の備設末端				デジタル第一種
	○			○											○	基礎の術技信通気電				デジタル第二種
																術技のめたの統接の備設末端				デジタル第二種
																規法るす関に統接の備設末端				デジタル第二種

種信電際国			
の接続電子技術の信 息の国計算機 た回國際計算 め線加機	の接続電子技術の信 息の国計算機 た回國際計算 め線加機	基礎知識する 電気通信技 術に関する 知識	する等接続法規 タ公衆デー 入線に閱 者線
		○	
		○	
		○	
		○	
		○	
○			

2 1 注  
第一種の試験の科目合格者は、○印を付したものとする。  
免除する試験科目は、○印を付したものとする。